

## 議案第 31 号

長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて

上記議案を提出します。

平成 28 年 6 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の施行に伴い  
条例改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条  
第 1 項の規定により平成 28 年 3 月 31 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定  
によりその承認を求めるもの。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 長与町都市計画税条例の一部を改正する条例

長与町都市計画税条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第13項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)」を付する。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第42項に規定する町の条例で定める割合は5分の4とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

平成28年 3月31日

長与町長 吉 田 慎 一